



収集できないごみ



違反ごみについて

違反ごみ!
(このごみは収集できません)

市指定袋に入れて出してください。

分別をしてください。

燃えるごみ 燃えないごみ 資源ごみ

有害ごみ 電池 蛍光灯管

粗大ごみ

特定家電 エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 テレビ 洗濯機・衣類乾燥機

事業系ごみ

その他

月 日 普通寺市環境課
未栄4町1-21 0877-63-2808

- 市指定袋(燃えるごみ・燃えないごみ)に入っていないもの
- 市指定袋(燃えるごみ・燃えないごみ)に収まっていないもの
- 分別と選別ができていないごみ
- 収集日が違うごみ
- 集積場所に出せないごみ等

※ルール違反シールを貼りますので適切に出し直してください。

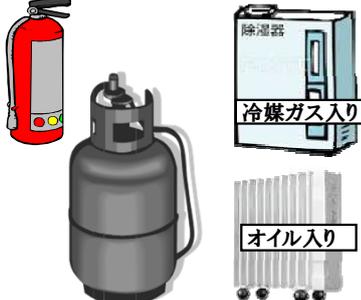


引き取りできないごみ



市では引き取りできないごみの処分方法

※ 販売店等に引き取ってもらうか専門業者に処分を依頼してください。

<p>1 自動車等のタイヤ・ホイール(アルミ・鉄)</p> 	<p>2 医療廃棄物 医療行為に関して排出される廃棄物</p> <p>在宅医療廃棄物のうち鋭利なもの 医療用注射針・点滴針</p>  <p>医療廃棄物は廃棄物処理法上の区分では「感染性廃棄物」と言い、「特定管理廃棄物」に区分されるため、医療機関等に相談するか専門業者に処分を依頼してください。</p>	<p>3 車・機械・器具の廃油 各種燃料・オイル等</p> 
<p>4 消火器・LPガスボンベ 除湿器・オイルヒーター等</p> 	<p>5 農薬・劇薬・ペンキ・シンナー 有害物質・不明な液体等</p> 	<p>6 農業用機械・農機具 農業用資材等</p>  <p>農業用機械・農機具・農業用資材等は事業系ごみですので市では引き取りできません。</p>

※消火器の廃棄については消火器リサイクル推進センターにお問い合わせください。

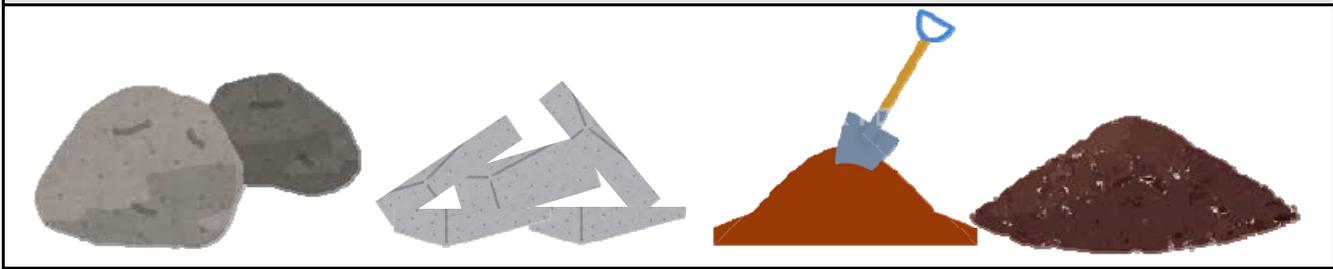
(株)消火器リサイクル推進センター 03-5829-6773

<http://www.ferpc.jp/>

受付時間 9:00~17:00 (土日 祝日及び12:00~13:00を除く)

<p>7 重量物・処理困難物 ピアノ・耐火金庫 90ccを超えるオートバイ</p> 	<p>8 仏壇・仏具</p>	<p>9 請負工事等で発生したもの</p>
<p>10 廃火薬類の処理処分について</p> <p>都道府県の「日本火薬銃砲商組合連合会」傘下の認定販売店に廃棄を依頼することになっていますが、香川県内に認定販売店がないため「日火連」の行う広域認定制度を利用して廃棄することになります。詳しくは下記にお問い合わせください。</p> <p>「日本火薬銃砲商組合連合会」 TEL 03-5549-9041</p>		

⑪ 岩石、タイル、コンクリート、大量の（土、砂）等

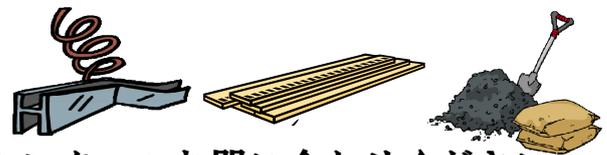


⑫ その他、収集や処理に支障を及ぼすもの

⑬ 事業系一般廃棄物・産業廃棄物等

※一般家庭用のごみ集積場所（ステーション）には出せません。

事業系一般廃棄物の処分について



① 燃えるごみについては仲善クリーンセンターへお問い合わせください。

燃えるごみ 仲善クリーンセンター

搬入日時：月～金曜日 8時30分から15時まで（土・日・祝日・年末年始は休み）

※祝日でも受け入れできる場合がありますのでお問い合わせください。

料 金：200円/10kg（10kg未満の端数は10kgとする）を直接、仲善クリーンセンターで支払いしてください。

住 所：仲多度郡琴平町五条1050番地 TEL：0877-75-3074

大きさ：剪定枝・木材 長さ2m 直径20cm 以内

② 一般廃棄物処理業許可業者に依頼する

(1) 市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼する。

※ 処理手数料のほかに収集費用が別途必要ですので料金等については直接、業者にお問い合わせください。

【事業系ごみ】とは事業活動によって生じるごみ

廃棄物処理法や市の条例により事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。



- 事業系一般廃棄物
- 産業廃棄物

● 飲食店、スナック、バー、喫茶店、各種事務所、店舗、旅館、ホテル、お店や事務所が住まいと一緒に（店舗併用住宅）等の事業活動（一般家庭以外）に伴って生じた廃棄物のことをいいます。「このうち産業廃棄物に該当しないものです。」

※ 事業系ごみについての詳しいことは、環境課にお問い合わせください。

！ 不法投棄は犯罪です！

不法投棄は、摘発されると5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人には3億円）以下の罰金又はその両方が科せられます。